

文京区介護職員実務者研修受講費補助要綱

29文福介第2849号 平成30年3月30日区長決定

2023文福介第2447号 令和5年12月14日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員実務者研修過程を修了し、文京区の区域内（以下「区内」という。）に所在する介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、その受講費用の全部又は一部を補助することにより、介護従事者の確保及び定着を支援し、もって質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員実務者研修過程 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する養成施設における介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修過程（以下「実務者研修」という。）をいう。
- (2) 介護サービス事業所 区内で次に掲げる事業又は施設を運営する事業所（以下「対象事業所」という。）をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービスを行う事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
 - ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業
 - エ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う施設

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれも該当する者とする。

- (1) 平成30年4月1日以後に実務者研修を修了した者であって、当該実務者研修を修了した日以後に対象事業所の正規の職員として6月以上引き続いて勤務していること。
- (2) 申請時において勤務を継続していること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実務者研修の受講費用（必須の教材代及び実習費を含む。）であって、補助対象者が当該実務者研修を実施した養成施設に支払ったものとする。

(助成の制限)

第6条 補助対象者が補助金の交付申請に係る補助対象経費について、他の補助金等の交付等を受けているときは、この要綱による補助を受けることができない。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付の額は、補助対象経費の額で7万円を上限とし、区の予算の範囲内とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、文京区介護職員実務者研修受講費補助申請書兼交付請求書（別記様式第1号）に必要書類を添付して、区長に申請

しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第4条に規定する補助対象者としての要件を全て満たした日から3月以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付を決定したときは文京区介護職員実務者研修受講費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、不交付を決定したときは文京区介護職員実務者研修受講費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による交付の決定に当たっては、申請者が勤務する対象事業所の設置者又は管理者に対し、当該対象事業所における当該職員の従事状況を証する書類の提出を求め、その従事状況を確認しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定した者(以下「補助決定者」という。)に対して速やかに補助金を交付する。

- 2 前項の規定による補助金の交付は、補助決定者本人名義の口座へ口座振替の方法により行うものとする。

(決定の取消し)

第11条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは例規に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、文京区介護職員実務者研修受講費補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により、補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 補助決定者は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、その全部又は一部を返還しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 文京区暴力団排除条例(平成24年3月文京区条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者は、補助金の交付の対象としない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。